

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2022年11月(2022.10.25～2022.11.21)

法令情報

1. 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び

第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示

＜経済産業・環境省告示第10号＞(2022.11.4公布、同日施行)

化管法第3条では、指定化学物質等取扱事業者等による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、主務大臣は化学物質管理指針を定めることとしています。今回、災害による指定化学物質等による被害の未然防止を促進等するため、指定化学物質等の管理の状況について地方公共団体へ情報提供を行うよう務めること、災害による漏えい等を未然に防止するため具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずることが同指針に盛り込まれました。

化管法に基づく指定化学物質等取扱事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00770.html

2-1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜国土交通省令第78号＞(2022.11.7公布、同日施行)

-2. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

＜経済産業・国土交通省令第2号＞(同上)

建築主が建築物を新築等する際に適合すべき建築物エネルギー消費性能基準*が見直され(-2)、大規模非住宅建築物の省エネ基準等が上げられました。また、同改正に伴い建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条関係)、建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条関係)等の申請様式が改正されました(-1)。

※建築物エネルギー消費性能基準：建築物の構造及び設備について窓や外壁などの外皮性能及び設備機器等の一次エネルギー消費量に関する基準

当該建築物を新築等する事業者に適用又は利用できます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155220718&Mode=1>

3-1. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を

改正する法律の一部の施行期日を定める政令＜政令第350号＞(2022.11.16公布、2023.4.1施行)

-2. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を

改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 ＜同第351号＞(同上)

22.6.17に公布された題記法の一部の施行日が23.4.1に定められました(-1)。今回施行される建築物省エネ法に係る内容は、住宅トップランナー制度に関する規定です。また、住宅トップランナー制度の対象となる分譲マンション事業者が、年間1,000戸以上の住戸を供給する事業者となりました(-2)。

当該建築物を供給する事業者等に適用されます。

＜参考＞国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000941.html

4. 株式会社 脱炭素化支援機構 支援基準 ＜環境省告示第79号＞(2022.10.28公表)

改正温対法(22.5.25公布)に基づく題記支援機構は、民間企業等が行う再エネや省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する効果的な事業を投資支援する目的で設立されました。今回、支援対象事業活動の詳細が公表されました。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220027&Mode=1>

一般情報

1. 「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました (2022. 11. 1 経産省)

経産省は、「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました。各種コンテンツを用いて省エネ・節電についての周知等を行うことにより、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組を推進していきます。事業者及び国民に対しては、関連サイト「省エネ・節電特設サイト」に掲載されている冬季の省エネ・節電メニュー、リーフレットを参考に、省エネに取り組むよう促しています。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221101001/20221101001.html>

2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2022. 11. 14 環境省)

株式会社かんでんエンジニアリングの12ヶ所のPCB汚染物の洗浄施設が廃棄物処理法に基づく、低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110951_00002.html

意見募集情報

1. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について (2022. 11. 1 環境省)

水濁法では、「カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」28種を有害物質として規定(法第2条第2項第1号)し、また「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」56種を指定物質として規定(同第4項)しています。今回、環境基準が設定された物質等を新たに指定物質とする改正が行われます。追加される物質は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、アニリン、PFOS 及びその塩、PFOA 及びその塩の4物質です。環境省は、2022. 12. 1まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220043&Mode=0>

2. 石綿障害予防規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について (2022. 11. 9 厚労省)

題記石綿則第3条では、事業者が建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行うときは石綿等の使用の有無を事前に調査をすることとし、同調査のうち、建築物及び船舶に係る一部のものは、必要な知識を有する者が行わなければなりません。(改正石綿則第3条第4項 2020. 7. 1公布、2023. 10. 1施行)。今般、工作物の解体等作業の事前調査についても、必要な知識を有する者が行うことが適当であるとされ、前述同様の改正が行われます。厚労省は、2022. 12. 8まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220229&Mode=0>

公募情報

1. 2022 年度補正予算案に「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」、

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」
が盛り込まれました (2022. 11. 8 経産省)

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れ、災害時にも非常用電源として活用可能な車両について、需要創出及び車両価格の低減を促すこと等を目的とした補助金です。電気自動車、

プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の購入費の一部並びにこれらへ充電・充てんするための設備の購入費及び工事費の一部等が補助されます。対象は、対象車を購入する個人、法人等並びに対象設備を設置する法人等です。なお、国会での補正予算成立後に実施されます。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221108005/20221108005.html>

以 上